

令和 年度介護保険実地指導自主点検表

居宅介護支援

調書作成日 令和 年 月 日()

事業者番号	
事業所名	
所在地	
記入担当者職・氏名	

介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する必要があります。そこで函南町では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、函南町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、函南町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討の上点検してください。
- (3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

函南町厚生部福祉課

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
平11厚令37	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平11厚令38	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企22	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
平11老企25	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12老企36号	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36)
平12厚告19	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	→ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告25	→ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号)
平12老企39	→ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企54	→ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老振24	→ 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平13老振18	→ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平15厚労令28	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)の附則(平成15年3月14日厚生労働省令第28号)
平18厚労令35	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平18厚労告127	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18老計・老振・老老発0317001号	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・別紙1)
条例	→ 函南町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
条例施行規則	→ 函南町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則
予防条例	→ 函南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例
予防条例施行規則	→ 函南町指定介護予防支援等の事業の人員・運営等に関する基準を定める条例施行規則

Ⅰ 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 基本方針	(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第1条の2第1項	条例第2条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット	
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第1条の2第2項	条例第2条第2項		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第1条の2第3項	条例第2条第3項		
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第1条の2第4項	条例第2条第4項		

Ⅱ 人員に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 従業者 の員数	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数であって常勤である指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置いているか。 常勤 (人)： 非常勤 (人)	☐	☐	☐	平11厚令38第2条第1項	条例施行規則第2条第1項	・勤務方法等勤務時間が分かる書類(出勤簿等) ・介護支援専門員登録証明書 ・利用者に関する書類 ・職員名簿 ・職員勤務表 ・給付管理票(総括表)	
	(2) (1)の員数の標準は、利用者の数が、35 又はその端数を増すごとに、1 となるよう努めているか。 ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。 事業所の利用者数 要介護者 [] 人 要支援者(受託者) [] 人 ※非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となってはいけない。	☐	☐	☐	平11厚令38第2条第2項 平11老企22第2の2の(1) 平11老企22第2の2の(1)	条例施行規則第2条第2項		
2 管理者	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第3条第1項	条例施行規則第3条第1項	・勤務方法等勤務時間が分かる書類(出勤簿等) ・介護支援専門員登録証明書	
	(2) 管理者は主任介護支援専門員か。	☐	☐	☐	平11厚令38第3条第2項	条例施行規則第3条第2項		
	(3) 管理者は、専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。 ② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合。 (その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) ※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。 ※ なお、平成33年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組みを促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。	☐	☐	☐	平11厚令38第3条第3項 平11老企22第2の2の(2) 平11老企22第2の2の(2)	条例施行規則第3条第3項		

Ⅲ 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援に際し、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	☐	☐		平11厚令38第4条第1項	条例施行規則第4条	・運営規程 ・重要事項説明文書 ・利用申込書 ・同意・交付に関する記録 ・説明文書 ・パンフレット等		
	サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目等である。				平11老企22第2の3の(1)				
	ア. 運営規程の概要	☐	☐						
	①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項								
	イ. 居宅介護支援従業者の勤務の体制	☐	☐						
	ウ. 秘密の保持	☐	☐						
	エ. 事故発生時の対応	☐	☐						
	オ. 苦情処理の体制 等	☐	☐						
	※わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。	☐	☐						
	※同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。	☐	☐		平11老企22第2の3の(1)				
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準第1条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。 ※ 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること等について十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。	☐	☐		平11厚令38第4条第2項				
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。 ※ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保健被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。	☐	☐		平11厚令38第4条第3項				
2 提供拒否の禁止	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア. 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ. 利用申込書の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ. 利用申込者が、他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等	☐	☐	☐	平11厚令38第5条 平11老企22第2の3の(2)	条例施行規則第5条	・利用申込受付簿		
3 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第6条	条例施行規則第6条	・居宅介護支援提供依頼書		
4 受給資格等の確認	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第7条	条例施行規則第7条			

Ⅲ 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第8条第1項	条例施行規則第8条第1項	・要介護認定申請書控	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第8条第2項	条例施行規則第8条第2項		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第8条第3項	条例施行規則第8条第3項		
6 身分を証する書類の携行	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第9条 平11老企22第2の3の(4)	条例施行規則第9条	・介護支援専門員証 ・登録証明書	
7 利用料等の受領	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第10条第1項	条例施行規則第10条第1項	・居宅介護支援給付費明細書 ・領収証控 ・重要事項説明書 ・運営規程(実施区域の確認)	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合に、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	☐	☐	☐	平11厚令38第10条第2項	条例施行規則第10条第2項	・説明文書 ・利用申込書	
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第10条第3項 平11老企22第2の3の(5)③	条例施行規則第10条第3項		
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	☐	☐	☐	法46条第7項			
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	☐	☐	☐	法46条第7項 施行規則第78条			
8 保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第11条 平11老企22第2の3の(6)	条例施行規則第11条	・指定居宅介護支援提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	
9 居宅介護支援の基本取扱方針	(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第12条第1項	条例施行規則第12条第1項	・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第12条第2項	条例施行規則第12条第2項	・評価を実施した記録	

Ⅲ 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
10 居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	※ 利用者の課題分析から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼に掲げる一連の業務については、基本的はこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれの位置づけられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しているか。	☐	☐	☐	平11老企第22号 第2の3(7)			
	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第1号	条例施行規則 第13条第1項	・居宅サービス計画書 ・サービス事業者等の情報に関する資料	
	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第2号	条例施行規則 第13条第2項	・説明に関する資料	
	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。 また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、又必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第3号 平11老企第22第 2の3の(7)の③	条例施行規則 第13条第3項	・課題分析の記録	
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 (地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関に働きかけていくことが望ましい。)	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第4号 平11老企第22第 2の3の(7)の④	条例施行規則 第13条第4項		
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 ※ 介護支援専門員は、利用者がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画原案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等は誠実に対応するとともに、居宅サービス計画原案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。 また、例えば集合住宅等に置いて、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならず、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第5号 平11老企第22第 2の3の(7)の⑤	条例施行規則 第13条第5項	・重要事項説明書等	
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 なお、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す項目によって行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第6号 平11老企第22第 2の3の(7)の⑥	条例施行規則 第13条第6項	・サービス担当者会議の要点・会議予定表 ・サービス担当者に対する照会内容の記録 ・アセスメント表	
(7) 介護支援専門員は、(6)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第29条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第7号 平11老企第22第 2の3の(7)の⑦	条例施行規則 第13条第7項	・居宅介護支援経過 ・アセスメント表		

Ⅲ 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
10 居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 (提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意。)	☐	☐		平11厚令38第13 条第8号 平11老企22第2 の3の(7)の⑧	条例施行規則 第13条第8項	・居宅介護支援経過 ・サービス担当者に対する照会内容 ・新旧居宅サービス計画書 ・新旧サービス利用票控		
	(9) ① 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有しているか。 ※ 末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一体的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応すること。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい。 ② 居宅サービス計画を新規に作成した場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 ④ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録を2年間保存しているか。	☐	☐		平11厚令38第13 条第9号	条例施行規則 第13条第9項	・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議記録 ・サービス担当者に対する照会内容		
						平11老企22第2の 3の(7)の⑨			
(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 (居宅サービス計画原案とは、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。)	☐	☐		平11厚令38第13 条第10号 平11老企22第2 の3の(7)の⑩	条例施行規則 第13条第10項	・居宅サービス計画書			
(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	☐	☐		平11厚令38第13 条第11号	条例施行規則 第13条第11項				
(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。 ※介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。	☐	☐		平11厚令38第13 条第12号 平11老企22第2 の3の(7)の⑫	条例施行規則 第13条第12項				
(13) ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	☐	☐		平11厚令38第13 条第13号	条例施行規則 第13条第13項	・居宅介護支援経過等			

Ⅲ 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
10 居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。 ※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の意思若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、 ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒否している ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重の増減が推測される見た目の変化がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や排便が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。	☐	☐		平11厚令38第13条第13号2 平11老企22第2の3の(7)の⑬	条例施行規則第13条第13項の2			
	(14) 介護支援専門員は、(12)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。 ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ※モニタリング表の場合は、毎月、作成・記載。 ※支援経過表の場合は、毎月、項目ごとに整理して記録。	☐	☐		平11厚令38第13条第14号	条例施行規則第13条第14項	・居宅介護支援経過等 ・実施状況の把握の記録		
			☐	☐					
			☐	☐					
			☐	☐					
	(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ① 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合。 ② 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 「やむを得ない場合」の具体例 ・開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合。 ・居宅サービス計画の変更から間もない場合で、利用者の状態に大きな変化が見られない場合 等	☐	☐		平11厚令38第13条第15号	条例施行規則第13条第15項	・サービス担当者会議の記録		
		☐	☐	☐					
		☐	☐	☐					
			☐	☐					
			☐	☐					
	(16) (3)から(12)までの規定は、(13)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。 ※利用者の希望による軽微な変更(例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの)を行う場合には、この必要はない。	☐	☐		平11厚令38第13条第16号 平11老企22第2の3の(7)⑯	条例施行規則第13条第16項			
	(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていか。 なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見等を求めているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第17号 平11老企22第2の3の(7)⑰	条例施行規則第13条第17項			

Ⅲ 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
10 居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。 ※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第18号 平11老企22第2の3の(7)⑩	条例施行規則第13条第18項		
	(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。 ※ 居宅サービス計画の届出(第18号の2) 訪問介護(生活援助が中心である指定訪問介護に限る。)の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第13条18号の2は、一定回数(基準第13条18号の2により厚生労働大臣が定める回数をいう。)以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規程するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更(軽微な変更を除く。)した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の月末までに市町村に届け出ることとする。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。 なお、基準第13条第18号の2については、平成30年10月1日より施行されるため、同10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第18号2 平11老企22第2の3の(7)⑨	条例施行規則第13条第18項の2		
	(20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス(訪問看護サービスを利用する場合の定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護を含む。)の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めているか。 また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第19号 平12老振24、老健93	条例施行規則第13条第19項		
	(21) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第19号2	条例施行規則第13条第19項の2		
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。 ※ 主治の医師等の意見等(第19号・第19号の2・第20号) 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。 このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。 なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあって、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点から留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第20号 平11老企22第2の3の(7)⑫	条例施行規則第13条第20項		
(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13条第21号	条例施行規則第13条第21項			

Ⅲ 運営に関する基準									
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)	
10 居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第22号 平11老企22第2 の3の(7)㉑	条例施行規則 第13条第22項			
	※ 介護支援専門員は、要介護1の利用者(軽度者)の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生省告示第94号)第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写しを市町村から入手しなければならない。	☐	☐						
	※ 当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。	☐	☐						
	(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第23号	条例施行規則 第13条第23項			
	(26) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第24号 平11老企22第2 の3の(7)㉒	条例施行規則 第13条第24項			
	(27) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第25号	条例施行規則 第13条第25項			
11 法定 代理受領 サービスに 係る報告	(28) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第26号	条例施行規則 第13条第26項			
	(29) 指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第13 条第27号 平11老企22第2 の3の(7)㉓	条例施行規則 第13条第27項			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第14 条第1項	条例施行規則 第14条第1項	・給付管理票		
12 利用 者に対する 居宅 サービス計 画等の書 類の交付	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第14 条第2項	条例施行規則 第14条第2項	・給付管理票		
	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第15 条	条例施行規則 第15条			
13 利用 者に関する 市町村 への通知	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	☐	平11厚令38第16 条	条例施行規則 第16条	・市町村に送付した 通知に係る記録		

Ⅲ 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
14 管理者の責務	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	☐	☐		平11厚令38第17条第1項	条例施行規則第17条	・組織規程等 ・業務日誌等 ・職務分担表 ・運営規程	
	(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に基準の「第3章 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	☐	☐		平11厚令38第17条第2項	条例施行規則第17条第2項		
15 運営規程	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	☐	☐		平11厚令38第18条	条例施行規則第18条	・運営規程 ・指定申請・変更届(写)	
	※運営規程には、次の事項を定めるものとする。							
	① 事業の目的及び運営の方針	☐	☐		平11老企22第2の3の(11)②			
	② 職員の職種、員数及び職務内容 ※介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。	☐	☐					
	③ 営業日及び営業時間	☐	☐					
	④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 ※居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。	☐	☐					
⑤ 通常の事業の実施地域 ※客観的にその区域が特定されるものとする。	☐	☐						
⑥ その他運営に関する重要事項	☐	☐						
16 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	☐	☐		平11厚令38第19条第1項	条例施行規則第19条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
	原則として月ごとの勤務表を作成しているか。	☐	☐		平11老企22第2の3の(12)の①			
	介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	☐	☐					
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。 ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	☐	☐		平11厚令38第19条第2項	条例施行規則第19条第2項		
17 設備及び備品等	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	☐	☐		平11厚令38第19条第3項	条例施行規則第19条第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画	
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	☐	☐		平11厚令38第20条	条例施行規則第20条	・平面図 ・設備、備品台帳	
18 従業者の健康管理	(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース等が確保されているか。	☐	☐		平11老企22第2の3の(13)の②			
	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	☐	☐		平11厚令38第21条	条例施行規則第21条	・健康管理に関する記録 (健康診断記録等)	
19 掲示	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいう。	☐	☐		平11厚令38第22条 平11老企22第2の3の(14)	条例施行規則第22条	・掲示物の確認	

Ⅲ 運営に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
20 秘密 保持等	(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	☐	☐		平11厚令38第23条第1項	条例施行規則第23条	・就業時の取り決め等の記録 (就業規則・雇用契約等) ・利用者の同意書	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐		平11厚令38第23条第2項		・実際に使用された文書等(会議資料等)	
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	☐	☐		平11厚令38第23条第3項			
21 広告	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	☐	☐		平11厚令38第24条	条例施行規則第24条	・パンフレット ・ポスター ・広告	
22 居宅 サービス事 業者等から の利益 収受の禁 止等	(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	☐	☐		平11厚令38第25条第1項 平11老企22第2の3の(16)の①	条例施行規則第25条第1項	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指定申請書の写	
	※指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていないか。	☐	☐					
	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。	☐	☐		平11厚令38第25条第2項 平11老企22第2の3の(16)の②	条例施行規則第25条第2項		
	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	☐	☐		平11厚令38第25条第3項	条例施行規則第25条第3項		
	23 苦情 処理	(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。	☐	☐		平11厚令38第26条第1項 平11老企22第2の3の(17)の④	条例施行規則第26条第1項	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第2項	条例施行規則第26条第2項	・各種会議記録等	
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	☐	☐	☐	平11老企22第2の3の(17)の②		・指導等に関する記録	
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第3項	条例施行規則第26条第3項	・苦情に関する記録 ・援助に関する記録 ・指導に関する記録	
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第4項	条例施行規則第26条第4項		
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第5項	条例施行規則第26条第5項	・苦情に関する記録 ・援助に関する記録 ・指導に関する記	
	(7) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第6項	条例施行規則第26条第6項		
	(8) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(7)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第26条第7項	条例施行規則第26条第7項		

Ⅲ 運営に関する基準

点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
24 事故発生時の 対応	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第27条第1項	条例施行規則第27条第1項	・連絡マニュアル ・事故に関する記録	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第27条第2項	条例施行規則第27条第2項		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第27条第3項	条例施行規則第27条第3項		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	☐	☐	☐	平11老企22第2の3の(18)の③			
25 会計の 区分	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第28条	条例施行規則第28条	・会計書類関係	
	(2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」によっているか。	☐	☐	☐	平13老振18			
26 記録の 整備	(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第29条第1項	条例施行規則第29条第1項	・職員に関する記録 ・設備、備品台帳 ・会計に関する書類 ・各種保存書類 ・課題分析の記録 ・居宅サービス計画表 ・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス実施状況等把握の記録 ・市町村への通知に係る記録	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	☐	☐	☐	平11厚令38第29条第2項	条例施行規則第29条第2項		
	① 基準第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	☐	☐	☐		条例施行規則第29条第2項第1号		
	② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳	☐	☐	☐		条例施行規則第29条第2項第2号		
	イ 居宅サービス計画	☐	☐	☐				
	ロ 条例施行規則第13条第7号アセスメントの結果の記録	☐	☐	☐				
	ハ 条例施行規則第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録	☐	☐	☐				
	ニ 条例施行規則第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録	☐	☐	☐				
	③ 条例施行規則第16条に規定する市町村への通知に係る記録	☐	☐	☐				
	④ 条例施行規則第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録	☐	☐	☐				
	⑤ 条例施行規則第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	☐				

Ⅳ 変更の届出							
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
変更の届出	(1) 指定に係る事業所の名称及び所在地その他介護保険法施行規則第133条で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※届出事項 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨介護支援専門員の氏名及びその登録番号	☐	☐	☐	法第82条	・届出書類の控	
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	☐	☐	☐			